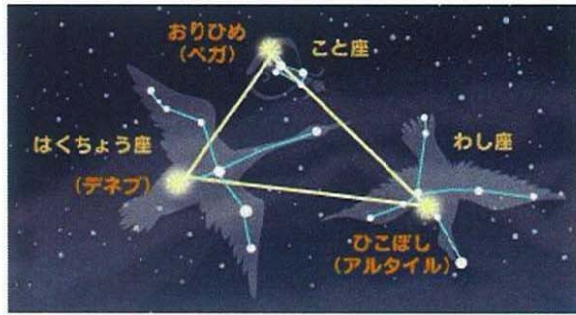




事務所だより8月

◆8月6日は、伝統的な七夕の日◆

もともと七夕の行事は、7月7日といっても現在使われている暦ではなく、旧暦など太陰太陽暦の7月7日に行われていました。現在の暦での7月7日は、たいてい梅雨のさなかで、なかなか星も見られません。そこで国立天文台では2001年から「伝統的な七夕」の日を広く報じています。2011年の「伝統的な七夕」の日は8月6日です。伝統的な七夕の日は梅雨明け後で晴天率は高く、月は夜半前には沈み、その後は天の川がくっきりと見える観察条件となります。この機会に月や星を見上げてもらうきっかけにしたい、そしてできればライトダウンを実施してむだな照明を消し、夜空をよく眺められるようにしてほしい、と願っています。



ここで国立天文台では2001年から「伝統的な七夕」の日を広く報じています。2011年の「伝統的な七夕」の日は8月6日です。伝統的な七夕の日は梅雨明け後で晴天率は高く、月は夜半前には沈み、その後は天の川がくっきりと見える観察条件となります。この機会に月や星を見上げてもらうきっかけにしたい、そしてできればライトダウンを実施してむだな照明を消し、夜空をよく眺められるようにしてほしい、と願っています。

◆労使トラブルに「合同労組」が関与するケースが増加◆

先日、中央労働員会から、「平成22年全国の労使紛争取扱件数まとめ」が発表されましたが、「合同労組」が関与した集団的労使紛争事件の割合が69.8%(前年比3.1%増)となり、過去最高となったことがわかりました。

労働者が、労使トラブルの解決のため合同労組に加入し、その合同労組が使用者に団体交渉を申し入れてくる例も多くあります。

先ほどの中央労働委員会のまとめでは、懲戒や解雇などの処分を受けた後に労働者が加入した組合から調整の申請があった「駆け込み訴え事件」の占める割合は36.8%(前年比横ばい)で、過去最高となっています。

これら「合同労組」「ユニオン」などから団体交渉の申入れがなされた場合、初めにとるべき対応が重要となります。

団体交渉の申入れがあった場合には、すぐご相談下さい。しっかりと事前準備を行うことが重要です。

◆社会保障改革案の「安心3本柱」とは?◆

政府から、「安心3本柱」を中心とした社会保障改革案の内容が発表されました。

この「安心3本柱」とは、(1)パートなどの非正規労働者への社会保険の適用拡大、(2)幼稚園や保育園の垣根をなくす「幼保一体化」の推進等による子育て基盤の強化、(3)医療・介護などを中心に自己負担の合計額に上限を設定する「合算上限制度」の導入です。

以下では、主な年金制度改革案について見ていきます。

◆年金制度改革案

年金制度改革案の具体策は、パートなどの非正規労働者の厚生年金の加入条件を、現在の「週30時間以上勤務」から「週20時間以上勤務」に緩和すること、また、現在は育児休業中だけとしている厚生年金保険料の免除期間について産前・産後の休業期間まで広げることです。

一方、高所得の会社員については保険料の負担増を求める方向です。厚生年金保険料は報酬に応じて決まる仕組みになっていますが、改革案では上限額を引き上げる考えです。

◆60歳代前半の就労促進

この他、60~64歳で働きながら厚生年金を受け取る場合、年金と給与の合計額が月額28万円を超えると、28万円を超えた分の半分だけ受け取る年金が減り、46万円超では給与の増加分だけ年金がカットされます。

現在、この仕組みで約120万人が総額1兆円程度を減額されていますが、厚生労働省では、給与と年金の合計額が46万円を超えるまで年金を減額しない制度に変更し、年金の減額幅を縮小することにより高齢者の就労を促す考えです。

いろいろと改革案が出されていますが、非正規労働者への厚生年金加入拡大は保険料の半分を負担する企業の反発が必至な状況であるなど、問題は山積しています。

平成23年(2011)8月

1	月	1・2級建設機械施工技術検定 学科試験合格発表 平成23年8月上旬 実地試験 受験申込受付期間 平成23年8月上旬から2週間以内
2	火	
3	水	
4	木	
5	金	1級建築及び電気工事施工管理技術検定試験 当年度学科試験合格者の実地試験受験料払込受付締切
6	土	
7	日	
8	月	
9	火	
10	水	源泉所得税の納付 住民税の特別徴収額の納付
11	木	
12	金	
13	土	
14	日	
15	月	
16	火	大文字五山送り火
17	水	1級土木施工管理技術検定試験 合格発表日
18	木	
19	金	
20	土	
21	日	
22	月	
23	火	
24	水	
25	木	
26	金	
27	土	
28	日	
29	月	
30	火	
31	水	個人事業者(中間申告が年3回)消費税中間申告及び納付 個人住民税第2期分納付
1	木	

